

# 不正な取引に関与した事業者への取引停止等の取扱いに関する方針

## 第1条【目的】

1. 本方針は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下「本法人」という。）における公的研究費等（国民の税金を原資とする研究費（科学研究費助成事業（科研費）、文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金、文部科学省等からの通知または配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等。以下同じ。)) の適正な使用・運用を確保するため、不正な取引に関与した業者への取引停止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条【不正取引への対応】

1. 最高管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対し、取引を停止する措置を講ずるものとする。
  - (1) 契約に当たり、必要として求めた調査資料に、虚偽があったとき
  - (2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき
  - (3) 預け金や架空請求などの不正取引があったとき
  - (4) 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき
  - (5) 当法人の役職員に対する贈賄が発覚したとき
  - (6) 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき
  - (7) 公的研究費等を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力したとき
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、不正支出に加担し、又は協力したと認められる行為があったとき

## 第3条【警告又は注意喚起】

1. 本法人は、取引業者が前項に掲げる取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

## 第4条【取引停止期間】

1. 最高管理責任者は、第2条各号に定める措置要件に該当する場合は、1ヶ月以上1年以下の期間を定め、取引停止の措置をとる。
2. 最高管理責任者は、前項において、即時の取引停止が本法人の活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることができる。
3. 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2ヶ月以上24ヶ月以内とする。
4. 最高管理責任者は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるとき又は情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは、取引停止の期間を

変更することができる。

#### **第5条【取引停止措置の通知】**

1. 本法人は、取引停止措置、取引停止措置期間の変更または取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

#### **第6条【不正取引対策に関するルール】**

1. 不正取引対策に関するルールを以下のように定める。
  - (1) 業者へ不正取引対策の周知を行う。
  - (2) 補助金に関わる業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

#### **第7条【業者への通知】**

1. 不正取引対策の業者への通知内容は以下の通りとする。
  - (1) 本法人の不正防止に関する基本方針
  - (2) 本法人の研究費等に係る不正取引に対する処分方針
2. 周知は、本法人ホームページに常時掲載することにより行う。

#### **第8条【誓約書の提出】**

1. 過去の実績等の理由により、以下のいずれかに該当する業者から誓約書を徴取するものとする。
  - (1) 1回の取引額が100万円以上、又は過去1年間の取引件数が10件を超える（または超える見込みのある）業者
  - (2) 前号のほか、不正防止計画推進部署が必要と認めた業者
2. 前項にかかわらず、以下の業者等は誓約書の徴取の対象から除くものとする。
  - (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
  - (2) 国際組織、外国企業等
  - (3) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
  - (4) 弁護士・会計監査法人・税理士・特許事務所等
  - (5) 商取引の相手方ではない個人
  - (6) その他、本件対象になじまないと本法人が判断した業者等
3. 誓約書の徴取回数は1回とし、本法人の不正取引対策に関する方針やルール等を見直した場合には、必要に応じあらかじめ徴取することとする。

#### **第9条【取引状況の確認】**

1. 不正防止計画推進部署は、特定業者への発注等が必要以上に存在していないか適宜把握するとともに、必要に応じて本法人の未払金と業者の売掛金を照合するなど取引状況の実態確認を行う。

#### **第10条【改正歴】**

1. 本方針は、2021年11月25日から施行する。